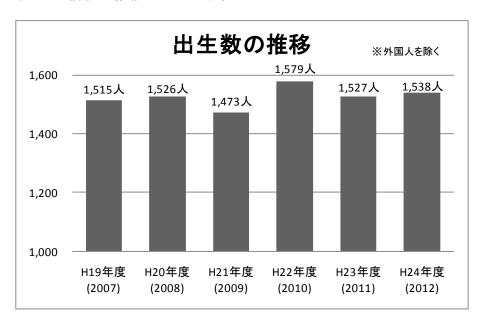
# 出雲市の子育てを取り巻く状況等について

1.	出雲	市の子どもや子育て環境の状況等	
	1- 1	出生数の推移	…p 2
	1- 2	就学前児童数の推移	…p 2
	1- 3	年齡別就学前児童数	p 3
	1- 4	年齢別保育所・幼稚園の入所状況	p 4
	1- 5	要保護児童対応状況	p 5
	1- 6	発達支援の状況	…p 6
	1- 7	婚姻・離婚・世帯の状況	p 8
	1- 8	就労の状況	p 9
	1- 9	出雲市の将来推計人口	p10
2.	出雲	市の子育て支援施策の状況	
	2- 1	保育所	p11
	2- 2	幼稚園	p12
	2- 3	認定こども園	p13
	2- 4	地域子育て支援拠点事業	p14
	2- 5	妊婦健診	p15
	2- 6	乳児家庭全戸訪問事業	p16
	2- 7	養育支援訪問事業	p17
	2- 8	子育て短期支援事業	p18
	2- 9	ファミリー・サポート・センター事業	p19
	2-10	一時預かり事業	p20
	2-11	延長保育事業	p21
	2-12	病児・病後児保育事業	p22
	2-13	<b>协</b> 理後児帝クラブ	n23

### 1-1 出生数の推移

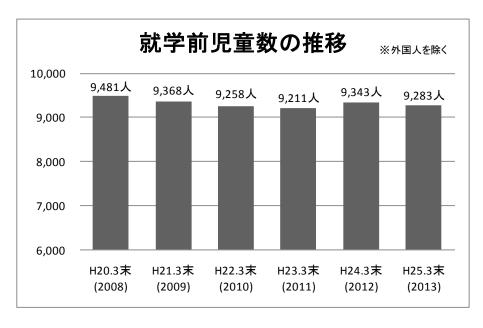




#### 1-2 就学前児童数の推移

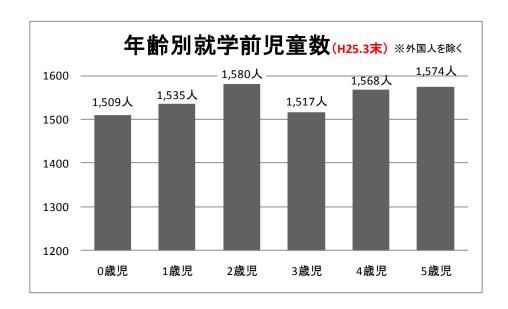
近年は 9,200 人~9,300 人で推移しています。

平成 25 年は、平成 20 年比で 198 人の減 (2.1%) となっています。



### 1-3 年齢別就学前児童数

平成 25 年 3 月末時点の就学前児童(9,283人)の年齢別内訳は以下のとおりです。

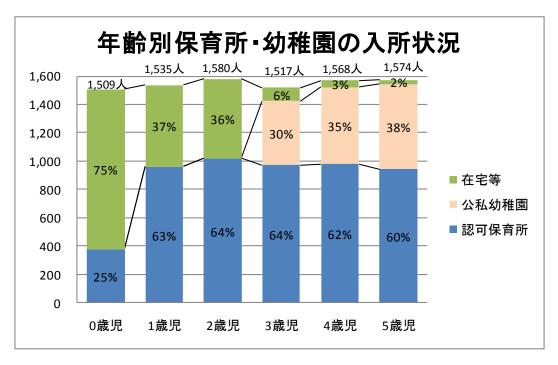


### 1-4 年齢別保育所・幼稚園の入所状況

本市における就学前児童の状況を把握するため、基礎となる資料を元にその概要を表したものです。(各資料の時点が異なるため、正確な数値ではありません。)

人

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
認可保育所	381	962	1,018	971	979	943	5,254
公私幼稚園	0	0	0	452	541	600	1,593
在宅等	1,128	573	562	94	48	31	2,436
計(就学前児童数)	1,509	1,535	1,580	1,517	1,568	1,574	9,283



- ※就学前児童数は、平成25年3月末日の住民基本台帳に基づく人口(外国人を除く)
- ※認可保育所の入所児童数は、平成 25 年 5 月1日現在の数値(広域入所を除く)。認定 こども園の保育所部分の入所児童数を含む。
- ※公私幼稚園の入所児童数は、平成25年5月1日現在の数値(私立幼稚園は市外児童を含む)。認定こども園の幼稚園部分の入所児童数を含む。

### 1-5 要保護児童対応状況

根拠法	児童福祉法
	児童虐待防止法
内容	【概要】
	要保護・要支援児童への相談や支援を行う。児童相談窓口を設置し、関係
	機関との連携、専門職の配置により支援体制整備を図り、児童虐待防止に努
	める。
	要保護児童対策地域協議会は、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組む
	とともに、要保護児童等の適切な保護や支援を図るために、他機関によるネ
	ットワークの中で必要な情報交換や支援に関する協議を行う。
	【対象児童】
	妊娠期(胎児)から 18 歳
支援体制	要保護児童対策地域協議会
	【構成機関】児童福祉、保健医療、教育機関、警察・人権擁護機関、その他
	【調整機関】市役所子育て支援課
	体制 課長補佐 (保健師)・保健師・主事
	児童相談ケース対応専門員(嘱託:保健師・看護師)
	スーパーバイズ:児童相談アドバイザー(非常勤:ソーシャルワーカー)
	保育所巡回:子ども家庭支援相談員(嘱託:臨床心理士)
0.4 <del>L L L L</del> (+	

## 24年度実績

				(内	]訳)		
	児童相談	養育	養育 児童虐待				
	(実件数)	力 不足	計	身体 的	性的	心理 的	ネグレ クト
17 年度	40	17	23	3	0	4	16
18 年度	65	23	42	15	1	11	15
19 年度	110	25	85	26	2	20	37
20 年度	108	59	49	12	0	15	22
21 年度	106	67	39	16	1	13	9
22 年度	69	55	14	8	0	5	1
23 年度	74	33	41	19	0	5	17
24 年度	72	20	52	13	1	19	19
総計	644	299	345	112	5	92	136

24 年度新規虐待認定件数52 件24 年度虐待進行管理件数240 件

### 1-6 発達支援の状況

#### 【乳幼児期】

- 〇 本市の乳幼児健診(4か月児、1歳6か月児、3歳児)においては、市内の子どもの約98%(H24)が受診し、出生後は、市保健師・委嘱助産師が約99%(H24)の家庭を訪問している。また、各地域において乳幼児健康相談を定期的に実施し、発育・発達の相談に応じている。
- 乳幼児健診では、発育・発達の確認や疾病の早期発見、育児支援や基本的生活習慣の確立に向けての助言をするとともに、言葉の遅れや行動面で気になるなどの発達上の問題があれば、臨床心理士による個別相談や、発達支援教室、発達クリニック等へ紹介し、必要時に療育機関・医療機関と連携をとるなど、支援が必要な子どもへの対応に努めている。
- 〇 一方で、乳幼児健診等の限られた時間の中では子どもの状況を十分に把握しきれない課題もある。
- 〇 3歳児健診後から就学までの間の集団生活の中で支援が必要と思われる子どもと保護者への対応を検討するため、平成25年度に市内4か所の幼稚園・保育所の年中児(4歳児クラス)を対象として早期発見・早期支援のためのモデル事業を実施している。

#### 【就学前】

- 3歳児健診後、保育所や幼稚園で集団生活をするようになると、家庭生活だけでは わからない「仲間に入りにくい」、「集団の場でうまく力を発揮できない」などの特性 が初めてわかることがある。
- 〇 特別な支援が必要な保育所入所児童には、加配保育士を配置するとともに、子ども 家庭支援相談員(臨床心理士)が、保育所を巡回し、支援が必要と思われる子どもの 対応について相談に応じている。
- 〇 特別な支援が必要な幼稚園児には、特別支援保育教諭や幼稚園へルパーなどを配置 し、子どもの成長の支援をしている。
- 〇 また、市内 5 か所に幼児通級指導教室を設置し、ことばの遅れや軽度発達障がい、 多動傾向等の幼児の発達を促す個別指導や、保護者からの相談対応を行っている。
- 就学前の段階から、保護者及び本人のニーズを踏まえた障がい福祉サービスの提供 に努めている。

#### ■子ども家庭支援相談員 相談件数

- ·保育所巡回訪問件数 H24 211 件(H23 206 件)
- ・相談受理件数 H24 711 件(H23 601 件) \* 発達 537 要保護 78 その他 96
- ■幼児通級指導教室利用者数

H24 86 人 (H23 104 人)

#### 【就学後】

- 〇 特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、障がいの多様化、重複化、 重度化の傾向も顕著である。それに伴い、保護者の悩みや学校現場での支援のあり方 に対する悩みも大きくなってきている。
- 児童生徒に対する支援については、二次的な障がいを防ぐためにも早期の対応が必要であり、就学前の段階から、該当の子どもや保護者に対して必要な配慮や支援を行っていくことが望まれる。
- ■就学指導委員会審議件数

H24 165 件 (H23 130 件)

■通級指導教室在籍者数

H24 298 人 (H23 247 人)

### 1-7 婚姻・離婚・世帯の状況

#### 【婚姻・離婚の状況】

婚姻数•離婚数

(単位:件)

区分	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年
婚姻数	806	853	793	845	847	908	785	816
離婚数	268	274	253	248	259	268	222	241

資料:人口動態統計

#### 【世帯の状況】

一般世帯数及び世帯の家族類型別割合の推移

(単位:世帯)

区	分	S60 年	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年
— <del>j</del>	般世帯数※1	44, 617	45, 992	48, 56 •	52, 548	54, 586	55 <del>*</del> 805
	核家族世帯数	20, 946	21, 684	23, 209	25, 231	26, 857	28, 221
	<b>沙外灰匠市</b>	46. 9%	47.1%	47.8%	48. 0%	49. 2%	50.6%
	その他の親族	18, 026	17, 992	17, 747	17, 110	16, 331	15, 177
	世帯数※2	40. 4%	39.1%	36.5%	32.6%	29.9%	27. 2%
	非親族世帯数	42	48	73	117	137	322
	<b>%</b> 3	0.1%	0.1%	0. 2%	0. 2%	0.3%	0.6%
	와 수 III ## #L	5, 526	6, 268	7533	10, 090	11, 261	12, 084
	単身世帯数	12. 4%	13.6%	15.5%	19. 2%	20. 6%	21. 7%

資料:国勢調査

### ※1 一般世帯

- ①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- ②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- ③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
- ※2 その他の親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいる世帯で核家族でない世帯。

### ※3 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。

#### 母子・父子世帯数及び母子・父子世帯割合推移

(単位:世帯)

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
母子世帯数	709	754	517	619	688	761
	1.6%	1.6%	1.1%	1. 2%	1. 5%	1.4%
父子世帯数	9 •	79	66	65	66	77
	0. 2%	0. 2%	0.1%	0.1%	0. 1%	0.1%

18 歳未満世帯員のいる世帯

資料:国勢調査

### 1-8 就労の状況

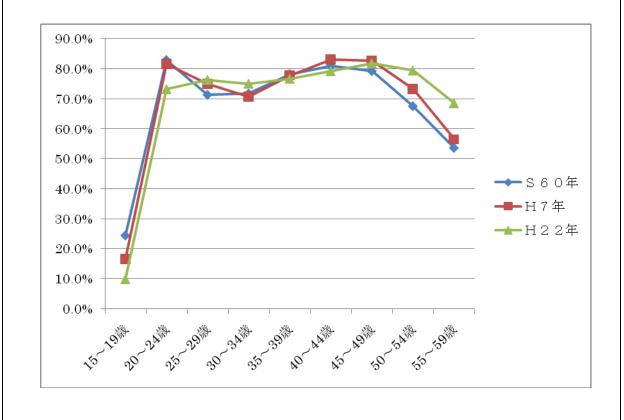
国勢調査における女性の年齢別就業率をみると、25~34歳にかけて一度落ち込み、その後再び上昇するといった傾向が伺えます。これは、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられますが、25~29歳の落ち込みは、17年及び22年にはみられなくなっています。

#### ■女性の年齢別就業率

(単位:%)

豆八			出雲市			島根県	全国
区分	\$60年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年	H22 年	H22 年
15~19 歳	24. 5	16. 6	14. 2	12. 1	10. 0	10. 2	13. 3
20~24 歳	83. 0	81.6	77. 3	71. 9	73. 2	71. 4	60. 3
25~29 歳	71. 4	74. 9	74. 8	76. 2	76. 3	76. 5	67. 1
30~34 歳	71.8	70. 7	69. 5	71. 1	75. 0	74. 7	60. 6
35~39 歳	78. 3	77. 8	75. 1	73. 4	76. 7	76. 1	60. 4
40~44 歳	81.0	83. 1	82. 5	79. 8	79. 2	79. 0	65. 1
45~49 歳	79. 3	82. 6	81.5	81.6	81.8	81.5	69. 3
50~54 歳	67. 6	73. 2	74. 6	74. 9	79. 4	79. 2	68. 1
55~59 歳	53. 7	56. 5	59. 9	64. 4	68. 5	69. 4	59. 7

資料 国勢調査



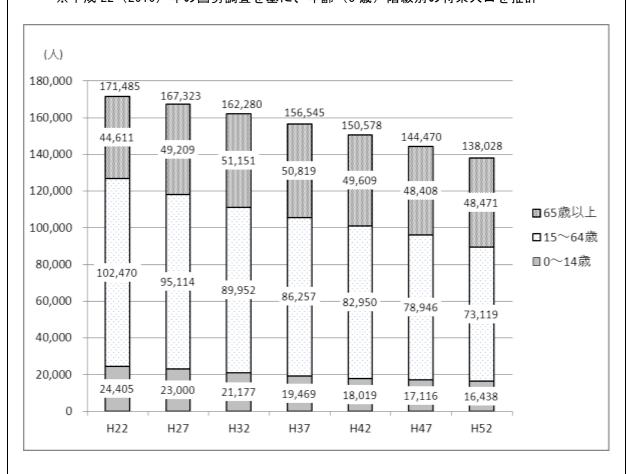
### 1-9 出雲市の将来推計人口

#### ■出雲市の年齢別将来推計人口

(単位:人)

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
		H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
総計	†	171, 485	167, 323	162, 280	156, 545	150, 578	144, 470	138, 028
65歳	<b></b>	44, 611	49, 209	51, 151	50, 819	49, 609	48, 408	48, 471
15~	~64歳	102, 470	95, 114	89, 952	86, 257	82, 950	78, 946	73, 119
0~	~14歳	24, 405	23, 000	21, 177	19, 469	18, 019	17, 116	16, 438
	0~ 4歳	7, 592	7, 109	6, 381	5, 918	5, 663	5, 482	5, 244
	5~ 9歳	8, 203	7, 656	7, 134	6, 405	5, 939	5, 685	5, 501
	10~14歳	8, 610	8, 235	7, 662	7, 146	6, 417	5, 949	5, 693

日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)/国立社会保障・人口問題研究所 ※平成 22 (2010)年の国勢調査を基に、年齢(5歳)階級別の将来人口を推計



## 2-1 保育所

根拠法	児童福祉法 ※認可権者は県								
───────   設備運営基準	島根県児童福祉施設の設備及び	運営に関する	 る基準を定める条例						
内容	【概要】								
	「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育に欠ける」								
	乳児又は幼児を保育する。								
	【対象児童】								
	産後8週経過~就学前								
	【「保育に欠ける」基準】								
	・家庭内、外の就労								
	・出産【出産日の前後8週を含む	月の間】							
	・病気、負傷、障がい								
	・親族の介護等								
	・災害の復旧								
	・その他(求職活動、学校・職業	訓練等)							
	【利用時間】								
	7:00~18:00 7:15~18:15 7:	20 <b>~</b> 18:20	7:30~18:30						
	11:00~22:00								
	【利用料金(月額)】								
	前年の所得税額及び住民税課税		决定						
	• 3 歳未満児 8,000 円~55,000 F								
	• 3 歳以上児 5, 500 円~44, 000 F	7							
+ <del>/-</del> =□. ₩/-		. =r\							
施設数	52 か所(私立 48 か所/公立 4 7		1 <i>L</i> , =r						
	出雲 32 か所 (公 1)	湖陵	1 か所						
	平田 6か所	大社	2 か所						
	佐田 2 か所 (公 2)	斐川	8 か所(公 1)						
	多伎   1か所								
利用者数	5,243 人 (私立 4,968 人/公立:	275 人)※広	は域入所除く ロール・ロール						
H25. 5. 1	0歳 381人	3 歳	971 人						
	1 歳 953 人	4 歳	979 人						
	2歳 1,016人	5 歳	943 人						

## 2-2 幼稚園

根拠法	学校教育》	去 ※認可権者は県								
設備運営基準	幼稚園設協	置基準								
内容	【概要】									
	「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う。									
	【対象児童】		+ + > +	- / II						
	満る歳かり	ら小学校就学の始期に詠	選ずるまで(	の幼児						
	【利用時間】	l								
	・標準的な	教育時間・・・4 時間								
	• 教育時間網	終了後等に、預かり保証	育や教育活動	動を実施						
	【利用料金	(月額)】								
	(私立) 3 歳	暖児:10,500円 4、5	歳児:10,0	00 円						
	(公立) 6,0	000円								
施設数	31 園(私	立 1 園/公立 30 園)			_					
H25. 5. 1	出雲	17 園(公 17)	湖陵	1 園 (公 1)						
	平田	3 園 (公 2)	大社	5 園 (公 5)						
	佐田	_	斐川	4 園 (公 4)						
	多伎	1 園(公 1)								
 利用者数	1, 557 人	 (私立 46 人/公立 1, 51	1人)							
H25. 5. 1	3歳	439 人								
	4 歳	531 人								
	5 歳	587 人								
			•							

## 2-3 認定こども園

2-3 認定し					
根拠法	就学前の子ど	もに関する教育、何	保育等の総合	合的な提供の推進に関する	法律
	(認定こども	園法)※認定権者(	ま県		
設備運営基準	島根県児童福	祉施設の設備及び道	運営に関する	る基準を定める条例(保育	所)
	幼稚園設置基	準 (幼稚園)			
内容	【概要】				
	幼稚園、保育	所のうち、次の機能	能を備える。	ものとして県が認定した施	設。
	①幼児教育・	保育の両方の機能	(親の就労し	こかかわらず、教育・保育	を一
	体的に実施	)			
	②地域におけ	る子育て支援(相語	淡活動や集し	<b>い</b> の場の提供等)を行う機	能
	【対象児童】				
	0 歳~小学校	就学前まで			
	【類型】				
	幼保連携型			 陮園と保育所が連携して-	
	, 为	売り幼稚園   祀り   体的に運営)			
			所的機能()		 
		備える)	771 4 3 10% (16 ( )		-
	保育所型			 保育所が幼稚園的な機能を	<u> </u>
		備える)			
	地方裁量型	保育所的機能+幼	 ]稚園的機能	(認可外施設が両方の機能	Ė
		を備える)			
	【利用時間】				
		度の利用や100円	共間担座のも	]用など、柔軟に選択可能	
	日午時間性	支♥クチリ/カザ\シ゚゚゚ロ゚ロ゚¤	可能反の不	]用なと、未料に迭がり形	0
	  【利用料金(月	<b>安百)</b> 【			
	各施設が設定				
施設数	幼保連携型1	園(私立:斐川)			
利用者数	47 人				
H25. 5. 1	0 歳		3 歳	13 人	
	1 歳	9 人	4 歳	10 人	
	2 歳	2 人	5 歳	13 人	

### 2-4 地域子育て支援拠点事業

2-4 地域子育で文接拠点事業								
根拠法	児童福祉法							
内容	【概要】							
	小学校就学前の児童とその保護者が自由に利用し、一緒に遊びながら交流							
	するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせする							
	ほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。							
	【対象者】							
	小学校就学前の児童とその保護者							
	【利用料金】							
	無料							
実施施設	10 か所(市直営 8 か所/委託	〔2 か所〕						
	名称	直/委	開所曜日・時間	24 年度利用者数				
	いずも子育て支援センター	古兴	月~土	17 414 1				
	(塩冶町)	直営	9:30~16:00	17, 414 人				
	ひらた子育て支援センター	11, 538 人						
	(平田町)	直営	9:30~16:30	11, 556 人				
	さだ子育て支援センター	古兴	月~金	1 201 1				
	(須佐保育所内)		9:00~15:00	1, 391 人				
	たき子育て支援センター	委託	火・金	674 人				
	(たき保育園内)	074 人						
	こりょう子育て支援センター	委託	火・木	1, 359 人				
	(ハマナス保育園内)	女礼	10:00~12:00	1, 339 人				
	たいしゃ子育て支援センター	直営	月~金	5, 004 人				
	(大社健康福祉センター内)	但呂	9:30~16:00	5,004 🔨				
	ひかわ子育て支援センター	直営	月~金	12, 126 人				
	(まめなが一番館内)	田田	9:30~16:00	12, 120 人				
	中央保育所「れもん組」	古书	月~金	5, 035 人				
	(中央保育所内)	直営	9:30~15:00	5,035 🔨				
	駅ナカ赤ちゃんルーム	直営	月~金	6, 103 人				
	(アトネスいずも内)	但呂	10:00~16:30	0, 103 人				
	さんぴーの広場 (さんぴーの出雲内)月~金 直営 9:30~16:009,878 人							
24年度実績	= □ スエチルm耂粉 70 522 ↓							
47 十戊天限	延利用者数 70,522 人							

# 2-5 妊婦健診

根拠法	母子保健法
内容	【概要】
	妊婦や胎児の健康管理及び経済的負担の軽減のため、妊娠届のあった妊婦
	に対して妊婦健診受診券を発行し、県内医療機関に委託して実施する。
	内容は、国の示す標準的な妊婦健診内容のほか、市単独で出雲圏域の産婦
	人科、一部市外の医療機関で子宮がん検診HPV検査を実施。
	妊娠届の際には面接を行い、子育て環境等の確認や、妊婦の不安軽減のた
	めの支援を行う。
	【利用回数】
	1 人あたり 14 回
	【対象者】
	妊婦
	【助成金額】
	1 人あたり 107, 600 円
	IB ch ±17.06.4% BB 1.0. 4. デ
実施施設	県内契約機関 16 か所
H25. 4. 1	県外医療機関で受診された場合は、申請により償還払い対応。
24年度実績	延利用者数 18, 575 人

## 2-6 乳児家庭全戸訪問事業

根拠法	児童福祉法						
内容	【概要】						
	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に訪問することにより、						
	乳児や保護者の養育環境の把握、子育て情報の提供、子育ての悩みの傾						
	相談を行い、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境を整えるとともに						
	支援が必要な家庭に対しては適切な支援につなげ、ひいては児童虐待予防も						
	図る。						
	保健師・助産師による訪問を生後1か月前後に実施し、その後生後4か月						
	までに、あかちゃん声かけ訪問員(民生児童委員、主任児童委員、子育てサ						
	ポーター)による訪問を実施する。						
	【対象者】						
	乳児とその保護者						
	【訪問者】						
	・保健師、助産師						
	・あかちゃん声かけ訪問員(民生児童委員、主任児童委員、子育てサポーター)						
	【利用料金】						
	無料						
24年度実績	訪問件数						
	保健師、助産師訪問 1,523 件 (97.9%)						
	※訪問以外の方法で把握した場合を含めると 100%。						
	あかちゃん声かけ訪問 1, 239 件(79. 6%)						

## 2-7 養育支援訪問事業

根拠法	児童福祉法					
内容	【概要】					
	養育支援が特に必要であると判断した家庭に訪問し、養育に関する支援を					
	実施することにより、該当家庭の適切な養育の実行を促進することを目的と					
	する。導入時、地区担当保健師がアセスメントを実施し、中核機関としての					
	支援方針の協議を実施する。実施にあたっては、ケアプランを作成して必要					
	な職種を派遣する。導入後は、適時または半年毎の再アセスメントを実施し、					
	協議により効果判定を行い終了する。					
	①保健師・助産師・保育士・栄養士による育児相談、見守り活動					
	②ヘルパーによる家事・育児援助(委託機関:出雲市社会福祉協議会等)					
	【対象者】					
	養育力不足の家庭					
	<b>7</b> = ↓ BB → <b>7</b>					
	【訪問者】					
	保健師・助産師・保育士・栄養士、ホームヘルパー					
	【利用料金】					
	無料					
	添行					
	까(윤편) [미16 시 마다 대한 이 전 19					
24年度実績	訪問件数4件(うち 双胎2件)					
	専門職訪問 13 回 家事支援ヘルパー派遣 9 回					
	※支援事例件数により、訪問回数・時間・頻度等は年度毎での変化あり。					

## 2-8 子育て短期支援事業

根拠法	児童福祉法						
内容	【概要】						
	保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難となった児						
	童を、短期間預かる事業。子育て中の保護者とその家族の、多様なニーズに						
	対応した子育てサービス。						
	【·4·各·旧·辛】						
	【対象児童】						
	0 才から中学生まで						
	【利用時間】【利用料金】						
	委託施設への単価。市と利用者とで負担。世帯の課税状況等により利用者						
	の利用料は4区分。						
	区 分 事業費単価						
	午前 8 時~午後 5 時 4,000 円						
	午後 5 時~午後 10 時 5,000 円						
	午後 10 時~午前 8 時 12,000 円						
実施施設	3 施設						
H25. 4. 1	(さとがた保育園、CS いずもデイサービス、CS いずも第 2 デイサービス)						
24年度実績	延利用日数 39 日						
	利用事由:育児疲れ、手術入院、出産、DV避難						

## 2-9 ファミリー・サポート・センター事業

根拠法	児童福祉法	7.514					
内容	【概要】						
171	- ****** 子どもの預かりや送迎などの援助をお願いしたい人と、援助を行いたい人						
	を予め会員登録し、センターが橋渡しをして会員間で援助活動を行う事業。						
	で」の公民立跡し、ピング は11周次しでして公民印で1250月到で117事本。						
	【対象児童】						
	0歳から小学生まで						
	○ MXV · つ J · 士 エ ひ C						
	【利用時間】						
	活動時間は会員間の合	☆意による。ただし	、宿泊を伴う活動は	は原則として行			
	わない。						
	【利用料金】						
	区	分	単価/30分				
	月~金曜日(7:00~	19:00)	300 円				
	上記以外の時間及び	祝日・年末年始	400 円				
	病児・病後児の預か	病児・病後児の預かり・送迎 400円					
	※食事代・交通費は別途実費負担						
実施施設							
H25. 4. 1	事務所(担	1当地域)	場所				
	本部(出雲·佐田·多伯	支·湖陵·大社地域)	アトネスいずも内				
	平田支部(平田地域)		ひらた子育て支援	センター内			
	斐川支部(斐川地域)		まめなが一番館内				
24年度実績			 延べ活動件数	1			
	区分	区分 年度末会員数					
	本 部	本 部 1,137 人 3,050					
	平田支部	平田支部 524 人 860 件					
	斐川支部	298 人	1,466件				
	合 計	1, 959 人	5,376件				

# 2-10 一時預かり事業

根拠法	児童福祉法						
内容	【概要】						
	保護者の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応する保育サービス(第2種						
	社会福祉事業)						
	【対象児童】						
	児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づき、家庭において保育を受ける						
	事が一時的に	困難となった乳児又に	は幼児				
	【利用限度】	44 = 0.1					
	週3日、月	14 日以内					
	【利田時間】						
	【利用時間】						
	概ね 8 時 30 分から 16 時 30 分						
	0 E4 00 71 70 TO E4 00 71						
	【利用料金】						
	概ね						
	- 4 時間以上利用 1,800 円						
	- 4 時間未満利用 900 円						
実施施設	21 か所						
H25. 4. 1	出雲	9 か所	湖陵	1 か所			
	平田	4 か所	大社	0 か所			
	佐田	0 か所	斐川	7 か所			
	多伎	0 か所					
04 5 5 5 4	77.71.17.4% 0.005.1						
24年度実績	延利用者数	(8,065人					

## 2-11 延長保育事業

	N							
内容	【概要】							
	保護者の就労形態の多様化等に対応するため、保育所における 11 時間の開							
	所時間の前後の時間において 30 分以上延長して保育を行う。							
	【対象児童】							
	保育所入民	听児童						
	【利用時間】							
	実施施設	(保育所) により異なる	5.					
	例)開於	所7:30~18:30、延長係	具育 18∶30~	19:00				
	【利用料金(月額)】							
	実施施設(保育所)により異なる。							
	例) 1人1日300円、1人1か月2,500円							
実施施設	49 か所(	公立1、私立48)						
H25. 4. 1	出雲	31 か所	湖陵	1 か所				
	平田	平田 6 か所 大社 2 か所						
	佐田	佐田 1 か所 斐川 7 か所						
	多伎 1 か所							
24年度実績	延利用者数 64, 513 人							

## 2-12 病児・病後児保育事業

1=0		<u> </u>			
根拠法	児童福祉法				
内容	【概要】				
	児童が病気等の回復期又は進行期で入院治療の必要はないものの、保育所				
	などに預けられ	1ない場合	↑で、保護者が仕事を休むことができないと	きなどに、	
	診療所や保育所	所に併設し	た施設で児童を預かる。		
	【対象児童】				
	市内在住又的	は市内の係	発育所、幼稚園、小学校に在籍する概ね 10 🏚	歳未満の児	
	童				
	【利用時間】				
	基本時間:月	月∼金曜日	18:30~17:30/土曜日8:30~12:30		
	(休日:日間	翟、祝日、	事業所の休業日)		
	延長時間:月	月∼金曜日	Ⅰ8:00~8:30, 17:30~18:00/土曜日 8:00~	~8∶30	
	(わたなべこ	こどもレテ	『ィースクリニックは「8:00~8:30」の延∮	長なし)	
	【利用料金】				
	基本料金:病児保育室 1,000 円/日、病後児保育室 500 円/日				
	※基本料金は、所得状況等に応じて減免制度あり。				
	延長料金:8:00~8:30,17:30~18:00 各 500円				
	その他:	そ の 他:シーツ代 150 円/日 紙おむつ代 30 円/枚			
実施施設	5 か所				
H25. 4. 1	区分		施設	定員	
	  病児保育	進行期	伊藤産婦人科眼科医院(平田町)	2 人	
	がしていま	回復期	わたなべこどもレディースクリニック(武志町)	4 人	
			おおつか保育園(大塚町)	3 人	
	病後児保育	回復期	浜山あおい保育園 (天神町)	3 人	
			あすなろ第2保育園(白枝町)	3 人	
24年度実績	延利用者数	1,304人	(うち小学生 20 人)		

## 2-13 放課後児童クラブ

根拠法	児童福祉法						
設備運営基準	厚生労働省ガイドライン						
内容	【概要】						
	子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、保護者が就労等						
	により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に、遊びや生活の場を提供し、						
	子どもたちの	の健全育成を図る。					
	【対象児童】		民間宏庭に	呆護者のいない主として <i>が</i>	小学坛		
				未護者のいない王として/ 育成上指導を要する児童(			
	T 牛工がらい   ては、この		たし、歴エ	月灰工旧寺と安りの儿里!	JU.		
	C101( 23)	2, 200					
	【利用時間】						
	月曜日から	る金曜日 放課	後から 18 時	ŧ			
	土曜日・長期休業期間 8時から18時						
	【利用料金(月額)】						
	児童 1 人につき月額 7,000 円						
十左 三几 米左	11 AV EC						
施設数	44 か所 出雲	25 か所	湖陵	1 か所			
	平田	7 か所	大社	3 か所			
	佐田	2 か所	斐川	5 か所			
	多伎	1 か所	У/11	0 /3 ///			
			J				
利用者数	1.559 人						
H25. 5. 1	1年生	607 人	4 年生	58 人			
	2 年生	469 人	5 年生	29 人			
	3 年生	388 人	6年生	8人			